

ずっと『きれいなまち』であるために ～飼い犬などのふんを規制する条例ができました～

良好な生活環境を保全するために、法律では扱いにくい空き缶などのポイ捨てや空き地の適正管理などの条例を統合し、飼い犬などのふん害を含めた「きれいなまちづくり推進条例」を新たにつくりました。11月1日から違反行為を行った方に対して罰則等が適用されます。

●なぜ今条例をつくるの？

今までも、広報や市ホームページ、看板の交付を行うなどにより「ふんのあとしまつ」についてお願いしていましたが、一部の心ない飼い主のために飼い犬などのふんに対する苦情が増え、飼い主のモラル意識を高める取り組みが求められています。そのため、条例をつくり、PRを図ることで指導を強化します。

●罰則等とは？

罰則等として、違反者に対して指導、勧告、命令を行い、それでも聞き入れない悪質な場合に名前などを公表するとともに3万円以下の過料を科すことになります。

●罰則の対象となる違反行為は？

ごみなどのポイ捨て、飼い犬などのふんを持ち帰らない、空き地に雑草が繁茂し周辺的生活環境をそこなうなどの違反行為があります。

①ふんは必ず持ち帰りましょう

犬と散歩する際は、ふんを片付ける用具を持ち歩き、ふんは自宅に持ち帰り処理しましょう。

猫の場合は、自宅に猫用のトイレを用意し、敷地外でふんをさせないようにしましょう。

ふんを入れる袋などをもって散歩しましょう。
ふんのしまつは飼い主の責任です！



②ごみなどのポイ捨てはやめましょう

ごみは必ず持ち帰るか、ごみ箱に捨てましょう。空き缶などの飲料容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかすなどを公共の場所にみだりに捨ててはいけません。また、自動販売機により飲料を販売する事業者は、空き缶などを回収する容器を設置し、回収容器を適正に管理しなければなりません。



③空き地はきれいに管理しましょう

空き地の雑草が生い茂ったまま放置していると、周辺的生活環境の悪化やポイ捨てなどの不法投棄の原因となります。

ごみを土地に捨てられてしまった場合、誰が捨てたかがわからないときはその土地の所有(管理)者が片づけなければなりません。

ごみを捨てられないような対策をするようにお願いします。

雑草が生い茂り道路や隣地にはみ出すなどして、周辺に住む方の迷惑にならないよう、定期的な管理を心がけましょう。



●ペットと楽しく暮らすために

ふんのあとしまつのほか、次のことを守って飼いましょう。

・放し飼いはしない

犬はつないで飼うか、室内や檻で飼う場合は逃げ出さないようにしましょう。散歩中も、常にリード(引き綱)をつけましょう。猫はできるだけ室内で飼いましょう。

・犬の登録と狂犬病予防注射

犬は必ず登録しましょう。狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けましょう。

登録をしたときに「鑑札」が、注射をしたときに「狂犬病予防注射済票」が交付されます。

・飼い主の明示

犬には鑑札、狂犬病予防注射済票を必ず装着しましょう。

連絡先を書いた名札も、いなくなった場合に飼い主を探す手がかりになります。

「ドッグウォーク in 佐野」を開催します！

犬の散歩中は常にリードでつなぎ、ふんは必ず片付けるなど、犬を飼っている皆さんのお手本となるような飼い主さんを募集します。

愛犬と一緒にウォーキングやゲームなどを楽しみながら、正しい飼い方について再確認してみませんか。

▶日時＝10月19日(日)午前9時30分～午後0時30分

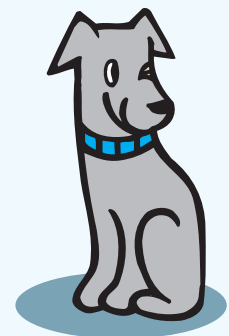
▶会場＝秋山川河川敷「水辺の楽校」(赤坂町)

▶内容＝愛犬と散歩しながら清掃活動、ゲーム&クイズ大会、しつけ・健康相談

参加した方には特製バンダナなどをさしあげます。また、ゲーム&クイズ大会では賞品もあります。

▶申込＝10月10日(金)までに環境政策課、または下記の動物病院に置いてあるグッドマナー宣言書(兼参加申込書)に必要事項をご記入の上、提出してください。

※飯塚動物病院、佐野動物病院、(有)セントラルアニマルクリニック、のぞみ動物病院、野本動物病院(五十音順)



■問合せ＝環境政策課 ☎(61)1155

